

西興部村講師派遣制度実施要綱

令和4年3月24日教育委員会告示第2号

(目的)

第1条 地域課題や日常生活から出てくる身近な課題等について取組んでいる団体・グループ等の学習活動に対して、求めに応じて専門的な知識やノウハウを持つ講師を派遣し、もって地域の一層の活性化と協同の村づくりに資することを目的とする。

(申請対象者)

第2条 申請対象者は、一般村民（在学青少年は除く）5名以上の団体・グループとする。

(対象となる事業)

第3条 対象とする事業は、概ね次のとおりとする。

- (1) 研修事業（調査研究、学習活動を含む）
- (2) 地域づくりに関する事業
- (3) イベント・講演等開催事業（講習会・講演会・演奏会・鑑賞会・展示会など）
- (4) その他教育長が特に認める事業

(対象外となる範囲)

第4条 対象外とする事業は、次のとおりとする。

- (1) 村から既にほかの助成金を受けている団体の活動・事業（同一事業に複数の補助金を充てない）。
- (2) 営利を目的とする事業（団体等が運営経費としての参加料等を徴収する場合は、営利としない）。
- (3) 特定の政治・宗教団体に関する事業。

(対象経費)

第5条 補助の対象とする事業経費は、交付対象事業に直接要する報償費（講師謝礼）とする。

(補助額)

第6条 対象経費の額は10/10以内とし、10万円を限度とする。ただし、講習会、講演会については5万円を限度とする。

(申請手続き)

第7条 補助の交付を受けようとする団体・グループは事業実施の概ね20日前までに講師派遣制度申込書（別記様式1）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 団体・グループ名簿（任意様式）
- (2) 収支予算書（任意様式）
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(実施報告)

第8条 事業終了後、10日以内に講師派遣制度報告書（別記様式2）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 開催要項、チラシ、リーフレット、プログラム等（事業内容がわかるもの）
- (2) 事業収支決算書（任意様式）
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(報償費の決定の取り消し及び返還)

第9条 対象事業者が次の各号の一つに該当すると認めるときは、西興部村財務規則第138条により、補助額の決定額の全部、又は一部を取り消すことがある。又、その取り消しに係る部分に関し、すでに補助額が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 対象経費を他の目的に使用したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 対象事業等の施行方法が不適正であったとき。
- (4) この対象経費の目的の変更を伴う、又は、目的の達成に支障を及ぼす重大な変更（対象事業の一部の中止又は廃止を含む。）により、対象事業の全部又は一部の継続の必要がなくなったと判断したとき。
- (5) その他この要綱及び西興部村財務規則の規定に違反し、又は対象となる条件に違反したとき。

(帳簿および書類の備え)

第10条 対象事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、交付対象事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。